

## 国際裁判所における紛争に関するコントロール・テスト : 国際責任法の文脈での帰属モデル

タニルディズィ, モハメド エムラ

<http://hdl.handle.net/2324/1543923>

---

出版情報 : Kyushu University, 2015, 博士 (法学), 課程博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)



氏名	タニルディズィ・モハメド・エムラ		
論文名	CONTROL TESTS IN DISPUTE BEFORE INTERNATIONAL TRIBUNALS; MODELING ATTRIBUTION IN THE LAW OF INTERNATIONAL RESPONSIBILITY (国際裁判所における紛争に関するコントロール・テスト ー国際責任法の文脈での帰属モデルー)		
論文調査委員	主査	九州大学	教授 柳原 正治
	副査	九州大学	准教授 韓 相熙
	副査	九州大学	准教授 マーク・フェニック

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、私人や私人の集合体などの非国家主体の行動について、国家がどこまで国際的な責任を負うことになるのかについて、複数の国際裁判所での数多くの判決を中心に、分析し、独自の理論を打ち出したものである。

本論文の出発点は、1986年のニカラグア事件国際司法裁判所(ICJ)判決と1999年のタジッチ事件旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)上訴裁判部判決との「乖離」である。ICJは、私人の集合体の行為が国家行為とみなされるためには、完全な依存関係といえる程度が必要であるという、「実効的支配(effective control)」の考えを打ち出した。そして、ニカラグアの反政府団体コントラの行為について、米国への帰属を否定した。これに対して、ICTYは、武装集団のように組織化され階級的構造をもつ集団については、特定行為の指示は不要であり、「全般的支配(overall control)」で足りると判断した。2007年のジェノサイド条約適用事件ICJ判決は、この「全般的支配」の考えを否定して、ニカラグア事件判決を踏襲し、私人集団によるジェノサイドがユーゴに帰属することを認めなかった。ここに、事実上の国家機関とみなされるような私人や私人集団の行為について、国家の国際責任とされるかについて、ICJとICTYの判決には一致した見解が存在せず、「国際法の断片化(fragmentation of international law)」という現象がみられると指摘されることもある。

こうした武装集団の活動のほかにも、現在の国際社会においては、「民営化」の進展もあり、非国家主体の役割が飛躍的に増大してきている。国家主体と非国家主体との間のパワーバランスが変化し、それにより国家の国際責任のあり方そのものについての、抜本的な変容の可能性も存在している。

本論文はこうした状況を踏まえて、私人や私人集団の行為について、どのような場合に、国家の国際責任が発生することになるかという点に焦点を合わせて、こうした「国際法の断片化」を止揚しようと試みている。

第1章において以上のような問題意識と論述の仕方について述べた後に、第2章においては、国家の国際責任における責任帰属関係について、理論的側面と実践的側面の両方についての分析が行われている。ここでは、グロティウスやクリスティアン・ヴォルフなどにも触れながら、責任帰属理論の歴史についても略述している。そのなかで、責任帰属理論を最初に明確に唱えたのはヴォルフであったとみなしている。

第3章においては、責任帰属理論について国際裁判所、すなわち、ICJ、ICTY、それにヨーロッ

パ人権裁判所での具体的な事例が詳細に検討されている。ICJについては、ニカラグア事件とジェノサイド条約適用事件が主として検討され、いずれについても「実効的支配」の考えが一貫して取られていることが明らかにされている。ICTYについては、タジッチ事件の第1審裁判部判決と上訴裁判部判決のみならず、いくつもの事件についての検討が行われている。そして、タジッチ事件第1審裁判部判決ではニカラグア基準が採用されたが、上訴裁判部判決ではそれが否定され、「全般的支配」の考えが打ち出された経緯を克明に描き出している。さらに、ヨーロッパ人権裁判所では、ICJやICTYとは異なり、「実効的＝全般的支配(effective-overall control)」テストや「権威と支配(authority and control)」テストが採用されてきていることが紹介されている。

そして第4章においては、2001年に採択された「国家責任条文」のなかで、責任帰属関係にかかわるとみなされる、各条—4—11条、16—17条—について、それらの成立過程が、国際法委員会内での議論も含めて、詳細に検討されている。そのなかで、国家の機関の行為(4条)、統治機能の一部を行使する人または団体の行為(5条)、そして、国により指揮または命令された行為(8条)、という3つのモデルに分けて整理されている。

続く第5章「レンズを変えてみて—帰属原則の再考」では、各種の国際裁判所で異なる見解が唱えられてきている現状を踏まえて、新しい視点で当該問題を見ることの重要性が指摘されている。そして、「事実上の機関理論(de facto organ theory)」と「グローバル支配理論(global control theory)」という、2つの理論をケース・バイ・ケースで具体的事例に適用することにより、問題解決を図ることが提言されている。

最後の結論においては、本論文が提唱するアプローチを取っていけば、国際法の断片化ではなく、国際法の統一性に至ることになるはずであるとの確信が記されている。

以上のように、本論文は、ICJ、ICTY、さらにはヨーロッパ人権裁判所の各種の判決を詳細に検討したうえで、私人や私人の集合体などの非国家主体の行動について、国家がどこまで国際的な責任を負うことになるのかについて、従来のような「実効的支配」モデルでも、「全般的支配」モデルでも、さらには「実効的＝全般的支配」モデルでもない、「事実上の機関」理論と「グローバル支配」理論という、独自の理論を提唱している。そして、そのようなアプローチを取ることによって、現在懸念されている「国際法の断片化」は解消されるはずであると断言している。このようなアプローチは先行研究にはみられない、本論文のユニークな視点であり、その点を説得的なかたちで提示した点で、本論文は高く評価できる。

また、ICJ、ICTY、ヨーロッパ人権裁判所の各判決の分析、そして、国際法委員会での国家責任条文の起草過程の分析はいずれも徹底したものであり、高い分析能力と論理展開能力が十分に発揮されたものとなっている。

以上のように、本論文は、研究主題の意義、研究方法の妥当性、先行研究批判、新奇性・独創性、そして論文の形式・体裁のいずれについても基準をみたしており、また、研究者としての基礎的能力にもまったく問題がなく、博士論文の水準に十分に達していると評価することができる。

もっとも、本論文にはなおいくつかの不十分な点があることも指摘しなければならない。たとえば、「グローバル支配」理論ということ意図されている「グローバル」の具体的な中味が、「実効的支配」や「全般的支配」と比較してみて、かならずしも明確とは言えない。また、全体の構成のなかで、とくに第4章の位置づけが不明瞭である。しかし、これらの点は、本論文を博士論文として評価することを妨げるものではなく、むしろ今後の課題として継続的かつ発展的な研究を期待すべきものである。

以上により、本論文は、調査委員全員一致で、博士課程修了により博士(法学)の学位を授与するに値するものであると認定する。

